

No.	質疑項目	質疑内容	回答
1	仕様書－6業務内容－(2)通知業務	「令和8年度安全運転管理者等講習業務仕様書」の 6業務内容(2)通知業務の中で「納付書を送付する際は、送付先と 納付番号を紐付けた上、送付状況を確実に把握すること。」 とあるが、納付書番号はどういう番号か、また送付先と納付番号 との紐付けの仕方及び送付先状況の確実な把握方法について、具体的 に教示願いたい。	納付番号とは「納付書」に付される一意の番号で、交通企画課長に おいて準備する時点で既に付されております。 番号は末番1から始まり、安全運転管理者等講習業務に必要な枚数 それぞれに異なる番号が付される予定です（現時点で5,000部を予定 しています。）。 送付先と納付書との紐付けについては、「送付先の事業所」と「発 送する納付書の納付番号」が紐付けられていれば方法は問いません (例:A事業所に「納付番号00001」の納付書を送付したことが把握で きれば問題ありません)。 なお、事業所の番号は県警HP掲載の「安全運転管理者等選任事業所 一覧」に付されていますので参考としてください(例:安全運転管理 者は「0001～4000」を使用。副安全運転管理者には「4001～4900」を 使用。新規事業所には「4901～」を使用)。
2	仕様書－6業務内容－(3)講習修了証明書	「令和8年度安全運転管理者等講習業務仕様書」の 6業務内容(3)講習修了証明書の交付で、「受講者又はその使用者等 から、講習修了証明書（様式第2号）の交付を求めがあった場合 は、これに応ずること。」 とあるが、講習修了証明書の交付を求めを確認する方法・時期及び 交付する方法・時期について、具体的に教示願いたい。	「講習修了証明書の交付の求め」の確認方法については、特段の指 定はありませんが、受講者又はその使用者等に対して、講習修了証明 書が必要な場合はその旨の申出が必要であるとの通知をお願いしま す。 なお、当該申出時期にあっては特段の規定はありませんが、講習修 了時に交付するためには講習開始時までに申し出が必要と考えてお ります（事前予約・当日確認等確認方法は問いません）。 また、全受講者が講習修了証明書の交付の求めがあった場合も対応で きるよう必要な枚数は委託者において準備する予定です。
3	実施要領－第7講習申込書の取扱い及び講習手 数料の納付	「安全運転管理者等講習実施要領」の 第7講習申込書の取扱い及び講習手数料の納付で「2講習手数料 は、原則として納付書により納付させるものとする。」 とあるが、POSレジスター等により例外的に納付書によらない場 合の対応方法について具体的に教示願いたい。 また、講習手数料の納付方法が、これまでの島根県収入県証紙を講 習申込書に貼付して納付する方法から大きく変わるために、講習対象 者に対する講習の通知の際に講習手数料の納付方法の説明等 については、下記のとおりとしてよろしいか伺います。 1 講習手数料の納付方法の変更の説明 令和8年4月1日から安全運転管理者等講習の手数料の納付方法 が変更になり、原則として「納付書」により、講習手数料を納付し ていただくことになりました。 2 講習手数料の支払方法の説明 (1)講習手数料は、「納付書」により納付してください。 (2)講習手数料は原則として講習日までに納付してください。 (3)納付は、金融機関やコンビニエンスストアで納付するこ とができます。 (4)ペイジーを利用した納付も可能ですが、納付確認が必要と なりますので、講習日7日前までに納付してください。 3 講習手数料納付後の説明 (1)手数料納付後は、「納付済証」を「安全運転管理者等講習申込 書」の手数料欄の「納付済証貼付欄」に貼付してください。 (2)「納付済証」には、消印しないでください。 4 講習手数料の納付に関するお問い合わせ先 講習手数料の納付に関するお問い合わせは「警察本部」または 「隠岐の島警察署（交通係）」までお問い合わせください。 ・島根県警察本部（交通企画課交通安全係）（代）0852-26-0110 ・隠岐の島警察署（交通係）（代）08512-2-0110	例外的に納付書によらない場合の対応方法については、現時点、 「島根県収入県証紙による納付」及び「警察署窓口における納付」を想 定しております。 飽くまで、安全運転管理者等講習手数料の納付は「納付書」で行うこ とを基本としており、講習会場等で手数料を納付することはできま せん。 「講習手数料の納付方法の説明等」について、「4_講習手数料の 納付に関するお問い合わせ先」については、主として交通企画課にお いて対応しているため、正しくは「島根県警察本部（交通企画課交通 安全係（代）0852-26-0110）」のみとなります。 このほか、記載事項に誤りはありません。 なお、「1_講習手数料の納付方法の変更の説明」について、質疑 No3で記載のとおり、「安全運転管理者等講習手数料の納付は「納付 書」で行うことが基本であること」及び「2_講習手数料の支払い方 法の説明(1)」で「講習手数料は、「納付書」により納付してく ださい」と記載されていることから、「原則として」を削除していただ くことで、円滑な講習業務の運営が実施できると考えますので参考と してください。